

1 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入

2 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等の公表に係る規定の整備

3 社会福祉法人の財務規律の強化

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止
- 「社会保障充実残額(再投下財産額)」「いわゆる内部留保」の明確化
- 「社会保障充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け

4 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

5 行政の関与

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携

※法の施行は2段階となっており、2・4・5については原則平成28年4月1日施行、その他は平成29年4月1日施行予定

(注)法案は平成27年7月31日に衆議院本会議で可決され、現在参議院にて審議中